

高齢者生活支援型日常生活用具給付事業

1 内容

高齢者の方の自立した生活を支援するため、日常生活用具を給付します。

2 給付用具・対象者

(1)シルバーカー(区が選定する10機種の中から選択)※ボンベカー等選定機種以外をご希望の場合は、ご相談ください

次のすべてにあてはまる方

ア 墨田区に住民登録がある65歳以上の在宅の方

イ 要介護認定調査または同様の調査により、歩行に障害があると認められた方

(2)福祉用具(腰掛便座・スロープ・歩行支援用具・入浴補助用具)

次のすべてにあてはまる方

ア 墨田区に住民登録がある65歳以上の在宅の方

イ 介護保険の要介護認定で「非該当」と判定を受けた方

※医療機関に入院中・介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)に入所中の方は対象外

3 利用者の負担金

(1)利用者の課税状況に応じて、給付に要した費用の1割・2割または3割が利用者負担となります。

※生活保護等受給者または老齢福祉年金受給者は、費用負担が無い場合もあります。

(2)給付限度額を超えた部分については、全額利用者負担となります。

4 給付限度額

生涯10万円

5 給付品のお届け

(1)協定事業者が、直接ご自宅へお届けし、使い方を説明します。

(2)給付品と引き換えに、協定事業者へ利用者負担金をお支払ください。



6 申し込み方法

(1)高齢者福祉課または高齢者支援総合センターにある申請書に、ご記入・押印のうえ提出してください。

(2)申請後の機種等の変更・キャンセルはできませんので、申請者ご本人が、必ず機種・色等を確認してください。機種は、高齢者福祉課または高齢者支援総合センターに展示してあります。

(全ての場所に、すべての機種・色は展示していません。ご了承ください。)

7 同一品目の再給付を希望される場合

給付があった翌々年度以降に正当な理由(用具の老朽化及び破損、本人の身体状況による機種の変更等)により申請があった場合は、再給付の対象となります。